

ご存じですか？国民年金付加保険料



問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

将来の国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料（400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

- 保険料（月額） ※令和6年度の場合
定額保険料16,980円 + 付加保険料400円
- ◇納めることができる人
国民年金第1号被保険者
任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）
- ◇申し込み先
佐賀年金事務所または市民課保険年金係
マイナポータルからも申し込みができます。

■付加年金額

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年額が受け取れます。例えば20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりです。

200円 × 480月（40年） = 96,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。なお、付加年金は定額のため、増額・減額はありませぬ。

<次の点にご注意ください>

- ※付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなります
- ※毎月の付加保険料の納期限は、翌月末日です
- ※納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます
- ※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません



◎お知らせ

扶養親族などの数 (人)	全部支給 (所得/単位:円)		一部支給 (所得/単位:円)	
	現行	改正後	現行	改正後
0	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000
1	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000
2	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000
3	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000
4	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000
5	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000

○令和6年11月分から第3子以降の支給額が変更されます。

現行（全部支給） 6,450円

改正後（全部支給） 10,750円

※第2子加算額と同額 ←

○受給資格者本人の所得制限限度額も変更されます

児童扶養手当の 制度改正のお知らせ

問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118